

第2期矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画について（片岡地区）



片岡小学校



乙畠小学校



片岡中学校

安沢小学校



矢板市教育委員会教育総務課

学校や地域を取り巻く現状

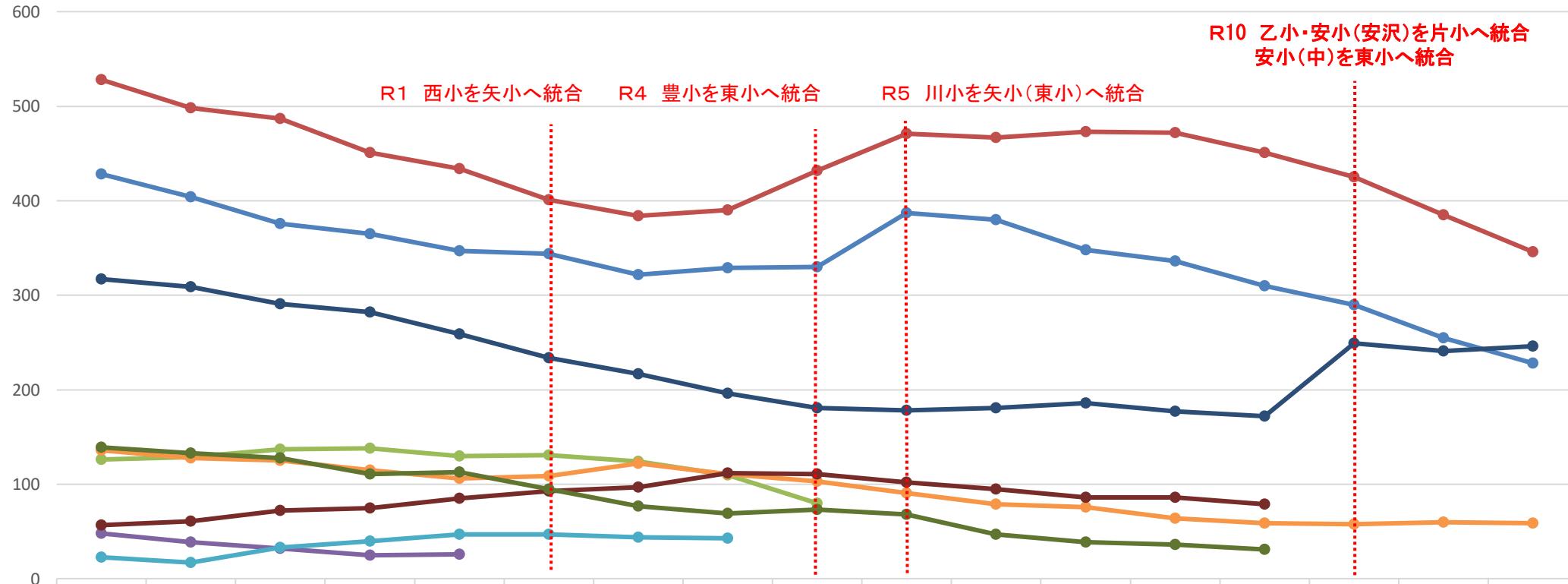
人口減少・超少子高齢化社会の到来により、児童生徒数の減少



- ◆子ども達の学習環境は維持できるのか？
- ◆部活動やクラブ活動はできるのか？
- ◆地域コミュニティはどうなる？

市立小学校の児童数の推移

児童数の推移(小学校別)
※各年5月1日時点、R7以降は児童の居住地に基づく学校別推計値



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
矢板小	428	404	376	365	347	344	322	329	330	387	380	348	336	310	290	255	228
東小	528	498	487	451	434	401	384	390	432	471	467	473	472	451	425	385	346
川崎小	126	129	137	138	130	131	124	110	80								
西小	48	39	32	25	26												
豊田小	23	17	33	40	47	47	44	43									
泉小	136	128	125	115	106	109	122	111	103	91	79	76	64	59	58	60	59
片岡小	317	309	291	282	259	234	217	196	181	178	181	186	177	172	249	241	246
乙畠小	57	61	72	75	85	93	97	112	111	102	95	86	86	79			
安沢小	139	133	128	111	113	95	77	69	73	68	47	39	36	31			

市立小中学校の児童・生徒数、学級数

令和7年度児童・生徒数、学級数一覧表

令和7年9月1日

現在

(小学校)

番号	学校名	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援学級		計		
		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数											
1	矢板小学校	38	2	63	2	57	2	57	2	59	2	59	2	15	3	348	15	
2	東小学校	63	2	78	3	89	3	67	2	78	3	67	2	30	5	472	21	
	沢分教室												1	1				
3	泉小学校	6	1	7	1	8	0	11	1	19	1	19	1	6	2	76	7	
4	片岡小学校	32	1	24	1	31	1	22	1	27	1	27	1	23	4	186	10	
5	乙畠小学校	8	1	11	1	8	1	22	1	18	1	19	1			86	6	
6	安沢小学校	2	1	0	0	5	1	11	0	12	1	9	1			39	4	
合		計	149	8	183	8	198	8	190	7	213	9	201	9	74	14	1207	63

(中学校)

番号	学校名	1学年		2学年		3学年		特別支援学級		計		
		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	
1	矢板中学校	136	4	158	5	151	5	18	4	463	18	
2	矢板中学校沢分校	1	1	3	0	4	1	5	1	13	3	
3	片岡中学校	42	2	48	2	48	2	16	3	154	9	
合		計	179	7	209	7	203	8	39	8	630	30

小中学校の適正規模・適正配置に関する手引

平成27年1月に文部科学省が作成した公立小中学校の統廃合に関する指針。昭和31年以来、60年ぶりに改定された。

- ◆ **小学校**については、複式学級を解消した上で、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために、**1学年2クラス以上**があることが望ましい。
- ◆ **中学校**についても、少なくとも1学年2クラス以上が必要であり、免許外指導をなくしたり、全授業で教科担任による指導を行うためには、**1学年3クラス以上**があることが望ましい。

矢板市立小中学校の適正規模・適正配置

◆ 現状からみた課題① ※計画策定時（令和2年7月）

- ・複式学級編制を導入している過小規模校（1校）と小規模校（7校）については、集団規模が小さく社会性を培うことが難しいため、一定数の規模が望まれる。
- ・適正規模校（3校）においても児童生徒の減少が予測されるため、小規模校となる懸念があり、小規模校と同様の課題が潜在している。
- ・学校が小規模化すれば教員数も少なくなり、教職員同士の共同研究、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。

矢板市立小中学校の適正規模・適正配置

◆ 現状からみた課題②

- ・ 人口減少社会到来に伴い、平成26年4月、国は地方自治体に対し公共施設の総合的・計画的な管理を要請。
- ・ そこで、矢板市では市民参加のもとで、
 - ①矢板市公共施設等総合管理計画
 - ②矢板市公共施設再配置計画等を策定。
- ・ 策定後30年の市の公共施設のあり方について、**施設を延床面積ベースで40%削減する数値目標を設定**
- ・ 小中学校の老朽化により**校舎等の維持管理、トイレ洋式化**といった施設整備にも**多額の予算が必要となっている**。

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画 ①

◆ 適正配置の基本方針

- ・過小規模校と小規模校は統合の対象とし、**通学にはスクールバスを整備する。**
- ・過小規模校を最優先とし、次に小規模校の順とする。
- ・学校が地域に果たしてきた役割や地域事情に考慮し、慎重に行う。
- ・統合によって生じる建物や土地は、有効活用を検討する。
- ・統合される学校の特色ある教育活動は、統合する学校の教育の中で配慮する。

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画 ②

◆ 第1期 令和3年度～7年度

- ・ 豊田小学校を東小学校に統合 ※令和4年4月に完了
- ・ 川崎小学校のうち、JR西側を矢板小学校へ、JR東側を東小学校に統合 ※令和5年4月に完了
- ・ 泉中学校を矢板中学校に統合 ※令和5年4月に完了

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画 ③

◆ 第2期（片岡地区） 令和8年度～13年度

- ・ 安沢小学校のうち中地区を東小学校へ、安沢地区を片岡小学校に統合 ※令和10年4月
- ・ 乙畠小学校を片岡小学校に統合 ※令和10年4月
- ・ 片岡地区小中一貫教育体制の確立（手法についての検討）

☆令和5年4月から、統合予定校への就学が可能です。

※学区外の申請が必要です。

小学校中・高学年へ教科担任制導入（英理算体）

◆ 現状

- ・小学校では、全ての教科を受け持つ学級担任制が中心。
- ・令和2年度から、小学校高学年で英語が教科化。⇒ 専科教員ニーズの高まり。

◆ 文部科学省の動き

- ・令和4年度から、小学校高学年（5・6年生）に専科教員による教科担任制を導入可能とし、令和7年度からは中学年（3・4年生）にも拡大。
- ・導入優先対象教科は、英語・理科・算数・体育。
- ・令和4年度から4年程度をかけて取組を推進。3800人程度の定数改善の見込み。

【メリット】 ①授業の質の向上 ②小・中学校間の円滑な接続
③多面的な児童理解 ④教師の負担軽減



◆ 教科担任制導入にあたり

今後の更なる少子化の進行を見据え、子どもたちが協働し学び合える環境を整備するため、義務教育9年間を見通した指導体制の構築が必要。

統合までのスケジュール

◆ 施設関係（片岡小学校）

- ・体育館空調整備（令和8年度）
- ・トイレ整備（計画中）
- ・駐車場整備（計画中）

◆ 施設関係（東小学校）

- ・新校舎、体育館 令和10年4月 使用開始予定（旧校舎解体 令和10年度）

◆ 児童関係

- ・学区外申請（令和9年8月頃まで）※対象者：安沢地区→東小、中地区→片岡小
- ・スクールバス運行ルート調査・策定（令和8年4月頃～）
- ・交流授業等
- ・統合準備金申請（令和9年9月頃）

統合後のスケジュール

◆ 閉校後の学校施設利活用について（乙畠小、安沢小）

- ・地元の方への利用希望の確認（令和8年度）
- ・行政利用、民間活用を段階的に検討

◆片岡地区小中一貫教育体制

- ・施設分離型での9年間を見通した教育体制構築を第2期計画の中で検討（令和8年度～）

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画（第2期）

説明会Q&A ~片岡地区~

令和7年12月

質問1 矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画とは？

答え 本市の小中学校としての適正規模・適正配置の方針を定め、子どもの健全育成及び魅力あふれる教育の推進を図るため、令和2年7月に「矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定しました。計画は、令和3年度から令和7年度までの第1期と、令和8年度から令和13年度までの第2期で構成されています。

質問2 第1期計画では、どんなことをするのですか？

答え 第1期計画では、令和4年4月に豊田小学校を東小学校へ統合し、令和5年4月に、川崎小学校のうち、JR線の西側を矢板小学校へ、東側を東小学校へ、そして泉中学校を矢板中学校へ統合しました。

質問3 第2期計画では、どんなことをするのですか？

答え 第2期計画（片岡地区）では、令和10年4月に乙畠小学校を片岡小学校へ、安沢小学校のうち、安沢地区を片岡小学校へ、中地区を東小学校へ、それぞれ統合する予定です。また、片岡地区における小中一貫教育体制を確立するため、その手法及び時期についての検討を行うこととしています。

質問4 計画の基本方針とは、どういうものですか？

答え 「過小規模校※1 及び小規模校※2 は統合の対象校とし、通学にはスクールバスを整備する」、「過小規模校を最優先とし、次に小規模校の順とする」、「学校が地域に果たしてきた役割や地域実情に配慮し、慎重に行う」、「統合によって生じる建物や土地は、有効活用を検討していく」、「統合される学校の特色ある教育活動は、統合する学校の教育の中で配慮していく」などを計画の柱としています。

※ 注1…小学校では5学級以下、中学校では2学級以下の学校（複式学級がある学校）

注2…小学校では11学級以下、中学校では8学級以下の学校

質問5 小学校が統合されるメリットとは何ですか？

答え 少人数の学校では、コミュニケーション能力に係る経験が少なくなります。人数が増えれば、それだけ多様な意見に触れることができ、切磋琢磨し合う機会も増えます。複数クラスあることで、クラス替えによる人間関係の改善や、より多様な学びあいが可能となります。また、統合が進むことで、一人ひとりの児童生徒にかけられる予算が増え、より充実した教育環境の整備、学校施設の整備を行うことができます。

質問6 統合時の子どもに対するケアは、どのようなものがありますか？

答え 統合前年度から、学校間交流を行います。統合になる年の2年前から計画を練りはじめ、臨海自然教室での学習や校外学習等を、統合前に可能な限り合同で実施する予定です。また、個別でケアが必要な場合には、スクールカウンセラーへの相談も可能です。

質問7 統合後の特色のある教育については、どうなりますか？

答え 特色ある学校づくりについて、統合校では、今あるそれぞれの学校の特色を引き継ぐとともに、例えばICT教育や理科教育に特化するなど新たなものを取り入れていきます。保護者の皆さんのご意見もいただきながら、より良い学校にしてまいります。

質問8 統合準備金とは何ですか？

答え 統合の前年度に、乙畠小学校と安沢小学校に在籍している児童（令和9年度時の1～5年生が対象。**学区外申請により事前に統合校へ在籍している児童を含む。**）に、1人あたり2万円の統合準備金を交付します。この準備金は、学校が変わることにより、必要な体育着や上履きなどを購入する際の費用に充てていただきたいという思いから、交付することといたしました。

質問9 学区外就学申請とは何ですか？

答え 学区外就学申請とは、通学の利便性や家庭の事情など特別な理由により、やむを得ず学区以外の学校へ就学したい場合に必要な申請のことです。第2期計画において、令和5年度の小学校入学生が卒業年度に統合することによる不都合を解消するための措置として、令和5年度時の入学生・在校生から、統合先の学校への学区外就学申請により就学を認めることとしました。

統合先の学校への就学を希望される場合、教育委員会への申請が必要です。その際、登下校手段も含め保護者の方の責任により通学させることをお願いしています。

質問 10 学区外就学申請の手続きは、いつまでに？

答え 【新入生の場合】

入学準備の関係上、例年、12月初旬までに申請書（学区外学校就学許可願）を教育総務課へ提出していただいています。

なお、10月から11月にかけて、次年度入学予定者の就学時健康診断があります。入学を希望する学校（統合先の小学校）で受けることを希望される方は、8月初旬までに手続きをお願いしています。

【在校生（安沢小学校）の場合】

令和9年度に安沢小学校に在籍する児童は、「安沢地区から東小学校へ」あるいは「中地区から片岡小学校へ」就学することも可能といたします。この場合も、学区外申請が必要になります。令和9年度になりましたら、改めて通知をお送りいたします。

詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。

質問 11 統合先の学校に学区外就学をする子が多くなると、将来的に、小学6年生になった時に下の学年が全くいない可能性もありますか？

答え 第1期の豊田小学校や川崎小学校についても、統合前から統合先の学校への学区外就学申請を認めることとしましたが、在籍している学校の良さもあり、地元の小学校をみんなで閉校させてから統合したいという方や、きょうだいがいて同じ学校に通わせたいという方もいたため、全員が統合先に学区外就学することは

ありませんでした。

ただし、あくまで児童と保護者の判断になりますので、今後、全員が統合先に学区外就学することが全くないとは言い切れません。

質問 12 統合先に就学する場合、学童保育は利用できますか？

答え 令和5年度からは、統合先の学校への学区外就学を認めることから、かたおか小学校区にある民間のかたおか学童保育館についても、保護者の就労などの条件に合致すれば利用が可能です。

かたおか学童保育館では、統合後の利用者の増加に対応するため、令和6年度より1クラス（20名）を増やし、定員の増と職員の確保を図っています。また、施設面積上はさらなる定員の増加も可能（最大で143名）となっており、学童利用率からの推計では、充分対応が可能と判断しています。

また、かたおか学童保育館の運営事業者とは必要に応じ施設の一部改修なども検討していくことを協議事項としており、今後は統合後の利用者数の見込みといった情報共有を密に図っていきます。

安沢小学校から東小学校に就学する児童については、小学校に併設している東学童保育館のほか、近隣に民間の学童施設等もあります。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

- ・学童保育全般に関する問い合わせ・・・市こども課（0287-44-3600）
- ・学童保育の利用手続きに関する問い合わせ・・・

かたおか学童保育館（0287-41-7171）

東学童保育館（0287-44-3000 ※矢板市社会福祉協議会）

質問 13 統合先に就学する場合、登校班に入れますか？

答え 学区外就学申請により統合先の学校に就学する場合、登下校手段も含め、保護者の方の責任により通学させることをお願いしていますが、登校班については、統合先の学校と相談いただきながら進めていくことになります。登下校については、子どもの安全確保が重要となることから、ご家庭での交通安全教育にご協力

ください。

質問 14 統合後、スクールバスは運行されますか？

答え 令和 10 年 4 月の統合後は、乙畠小学校校区から片岡小学校へ、安沢小学校校区のうち、安沢地区から片岡小学校へ、中地区から東小学校へ、それぞれスクールバスを運行します。バスのルート、停留所や時刻などについては、事前に保護者の皆さんへ説明し、調整しながら進めていきます。調整は令和 8 年度から行う予定です。

※バス運行の対象者は、安沢小学区、乙畠小学区在住者のうち、おおよそ 2km 以上距離がある方を予定しております。詳細については、別途通知の上、ルート等の調整をさせていただきます。

【 お問い合わせ 】

矢板市教育委員会事務局教育部教育総務課
TEL 0287-43-6217 FAX 0287-43-4432
e-mail kyouiku@city.yaita.tochigi.jp

スクールバス運行ルート案

安沢方面

※赤線が運行予定ルート案です。
この案をもとに、保護者の方と調整を進めたいと考えています。
(青・オレンジ線は現在の通学路です)

乙畠・大槻方面

スクールバス運行ルート案

豊田・中方面

※赤線が運行予定ルート案です。
この案をもとに、保護者の方と調整を進めたいと考えています。
(青線は現在の通学路です)

